

久本組安全協力会会則

第1条 名称及び事務局

本会は、株式会社久本組安全協力会（以下会員という）と称し、事務局を株式会社久本組（以下会社という）本社内に置く。

第2条 目的

会社の関連協力会社が、会社と相提携して人命尊重を基本理念とし、工事の安全施工及び災害の未然防止と作業員の安全衛生教育、安全管理の向上を図り、安全衛生活動を行うものとする。

第3条 会員

会社及び会社と取引のある協力会社は、本会の会員となる。

会員資格の喪失

1. 会社との取引を止めたとき。
2. 2年間取引がない場合。
3. 退会の申し出があったとき。
4. 会社、本会の秩序を乱し、名誉を著しく失墜させる行為があったとき。

第4条 事業

本会は、第2条の目的を達成するために下記の活動を行う。

1. 災害防止に関する研究並びに推進。
2. 安全衛生パトロールの実施。
3. 安全衛生大会、安全衛生教育訓練、各種講習会及び見学会等の開催。
4. 健康管理の推進と快適な作業環境維持の検討。
5. 安全衛生に関する会員間の連絡と広報活動。
6. その他本会の目的達成に必要な事項。

第5条 役員

本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
理事	若干名
会計	1名
監事	1名
事務局	2名（会社）
顧問	2名（会社）

第6条 役員の仕事

本会の役員は、次の業務を行う。

1. 会長は、本会を代表し、一切の業務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態が生じた場合は、その業務を代行する。
3. 理事は、この規則に基づく業務を分担担当する。
4. 会計は、本会の会計事務を行う。
5. 監事は、本会の業務執行、会計監査を行う。
6. 事務局は、本会の事務を行う。
7. 顧問は、本会に対し指導助言を行う。

第7条 役員を選任と任期

本会の役員任期は、2年とし再選を妨げない。

第8条 会計・監査

本会の決算報告は、会社の会計監査も併せて受けるものとする。

第9条 総会

総会は、次の事項を議決するものとし、定時総会は年1回開催し、臨時総会は必要の都度会長が召集する。又、会長又は副会長が総会の議長となる。但し、役員会を以て総会に代えることができる。

1. 会則の改正。
2. 予算及び決算の承認。
3. 事業報告及び事業計画の承認。
4. 役員の変更。
5. その他重要事項。

議事は構成員のうち役員の大過半数が出席(代理人又は、委任状の提出を含む)し、その出席人員の大過半数により決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

第10条 役員会

本会に役員会を置く。

1. 役員会は、会長、副会長、理事、会計、監事、事務局、顧問をもって構成する。
2. 役員会は、必要に応じて会長が召集し、会長又は副会長が役員会の議長となる。

3. 役員会は、次の事項を審議する

(1)総会に提出する業務報告及び事業計画、予算及び決算に関する事項。

(2)会則改正に関する事項。

(3)災害給付金、見舞金、会費、協力金に関する事項。

(4)その他会長が必要と認める事項。

議事は構成員のうち役員の過半数が出席(代理人又は、委任状の提出を含む)し、その出席人員の過半数により決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

第11条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄をもって1期とする。

第12条 会費

会員は、本会の運営に必要な基金及び経費を下記に定める基準により協力会費として、納入する。

1. 工事、材料支払額 $\times 1 / 1000$ (消費税を除いた額に比率を掛ける)
2. 前項の協力会費は、会員の毎月出来高により計上し、翌月の工事支払額より相殺する。
3. 一回の工事支払額が30万未満については会費を免除する。
4. 特別出資の場合は、役員の決議を経て臨時会費を徴収する事ができる。
5. 寄附金は有志の寄附とする。
6. 協力会費の比率変更については、役員と会社との協議により決定する。
7. 納入した会費は如何なる理由があっても返却しない。

第13条 会計報告

年度末の会計報告は、監事の正確であることの証明を付けて会員に報告する。

第14条 表彰

1. 本会の目的遂行に多大な功績があったと認められる会員及びその所属従業員を表彰する。
2. 表彰は、年度末毎に会社より推薦のあった者の内から役員会にて協議し会社と連名にてこれを表彰する。

第15条 慶弔見舞金

本会則による業務上災害に会員並びに会員に属する従業員（以下会員等という）が会社が施工する工事現場内もしくは、会社の工事専用と認めた資材置場、加工場等（以下会社工事現場という）において作業を遂行中その業務に起因して被った災害で、労働基準監督署、役員、会社が業務上の災害又は疾病と認めた場合に支給する。

(単位：円)

支給項目	会 員		会 社	
	代表者	従業員	役員	従業員
結婚祝い	30,000	10,000	20,000	10,000
業務上傷病見舞金	50,000	30,000	30,000	20,000
業務上死亡慶弔金	100,000	50,000	100,000	50,000
業務外死亡慶弔金	50,000	30,000	50,000	30,000
家族死亡香料	30,000	20,000	20,000	10,000

1. 慶弔見舞金の支給は、事務局へ報告されたものに限る。
2. 結婚祝いは、別途祝電費用を支給する。
3. 業務上傷病見舞金は、休業1ヶ月以上の場合に支給する。
4. 業務上死亡、業務外死亡、家族死亡は、別途供花、弔電費用を支給する。
5. 会員代表は原則、代表取締役社長とする。
6. 会員従業員は原則、会員従業員とする。
7. 家族死亡香料は、1親等までとする。
8. 会社役員は原則、株式会社久本組役員とする。
9. 会社従業員は原則、株式会社久本組従業員とする。

2024年 4月 1日 より実施。